

○長期優良住宅の普及の促進に関する認定申請手数料(法第5条第1項~第5項)

・住宅の新築に係るものである場合		
戸につき	認定手数料	品確法第6条の2第3項又は第4項に規定する長期使用構造等の確認を受けた場合
1棟あたり1戸	57,000円	18,000円
1棟あたり2戸以上5戸以内	130,000円	30,000円
1棟あたり6戸以上	205,000円	47,000円
※上記手数料の計算方法	上記1棟の金額を申請戸数で除した額とし、50円未満の端数は切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じた時はこれを100円に切り上げる。	
確認審査申出の場合は上記手数料に建築確認申請手数料の確認手数料を加算する。		
・住宅の増築又は改築に係るものである場合		
戸につき	認定手数料	品確法第6条の2第3項又は第4項に規定する長期使用構造等の確認を受けた場合
1棟あたり1戸	84,000円	25,000円
1棟あたり2戸以上5戸以内	193,000円	43,000円
1棟あたり6戸以上	306,000円	69,000円
※上記手数料の計算方法	上記1棟の金額を申請戸数で除した額とし、50円未満の端数は切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じた時はこれを100円に切り上げる。	
確認審査申出の場合は上記手数料に建築確認申請手数料の確認手数料を加算する。		
申請建築物が構造計算適合性判定に準ずる判定が必要な場合		
1棟につき	法第20条第1項第2号イに規定する方法による場合	法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによる場合
構造計算適合性判定手数料	180,000円	120,000円

○長期優良住宅の普及の促進に関する変更申請手数料(法第8条第1項)

・住宅の新築に係るものである場合		
戸につき	変更手数料	品確法第6条の2第3項又は第4項に規定する長期使用構造等の確認を受けた場合又は長期使用構造等に係る変更がない場合
1棟あたり1戸	34,000円	14,000円
1棟あたり2戸以上5戸以内	74,000円	24,000円
1棟あたり6戸以上	117,000円	38,000円
※上記手数料の計算方法	上記1棟の金額を申請戸数で除した額とし、50円未満の端数は切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じた時はこれを100円に切り上げる。	
確認審査申出の場合は上記手数料に建築確認申請手数料の確認手数料を加算する。		
・住宅の増築又は改築に係るものである場合		
戸につき	変更手数料	品確法第6条の2第3項又は第4項に規定する長期使用構造等の確認を受けた場合又は長期使用構造等に係る変更がない場合
1棟あたり1戸	49,000円	20,000円
1棟あたり2戸以上5戸以内	109,000円	34,000円
1棟あたり6戸以上	174,000円	55,000円
※上記手数料の計算方法	上記1棟の金額を申請戸数で除した額とし、50円未満の端数は切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じた時はこれを100円に切り上げる。	
確認審査申出の場合は上記手数料に建築確認申請手数料の確認手数料を加算する。		
申請建築物が構造計算適合性判定に準ずる判定が必要な場合		
1棟につき	法第20条第1項第2号イに規定する方法による場合	法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによる場合
構造計算適合性判定手数料	180,000円	120,000円

○長期優良住宅の普及の促進に関する変更申請手数料

【工期着手予定時期・譲受人決定予定時期・管理者等の選任の予定時期】（法第8条第1項）

戸につき	変更手数料
1戸あたり	1,000円

○長期優良住宅の普及の促進に関する変更申請手数料

【譲受人の決定変更・管理者等の選任の変更】（法第9条第1項・第3項）

戸につき	変更手数料
1戸あたり	1,800円

○長期優良住宅の普及の促進に関する変更申請手数料

【承継人への変更】（法第10条）

戸につき	変更手数料
1戸あたり	1,800円